

出展規約

特定非営利活動法人ワークライフ・コラボ（以下「主催者」といいます。）が開催する「仕事と暮らしの両立フェスタ」（以下「本イベント」といいます。）へ出展する法人・団体（以下「出展者」といいます。）は、本出展規約（以下「本規約」といいます。）に定められた条件に従って出展を行うものとします。

■ 規約の履行

本イベントにおいて出展者は主催者の指示に従う他、以下に記載する各規定を遵守しなくてはなりません。

■ 出展資格

出展資格は次のとおりとします。

- ① 主催者が定める本イベントの開催趣旨に賛同し、誰もが働きやすい社会の実現とともに努める者であること
- ② 出展者の事業運営において、公序良俗に反する行為がないこと

■ 出展申込みと出店契約の成立条件

- ① 出展希望者は、主催者発行の両立フェスタ申込書フォームもしくは申込用紙に必要事項を入力しご応募ください。
- ② 主催者は、を受領した後、内容を確認し出展希望者にメール等で連絡し、出展内容等についてヒアリング、条件の確認をさせていただきます。
- ③ 主催者は、出展を認めた者に対し、申込可能である旨をメールにて通知するものとします。
- ④ 主催者が申込書を受領した日（以下「基準日」といいます。）に「出展契約」が成立します。

■ 出展料金の支払い

- ① 出展者は、請求書に記載された期限までに、出展料全額を主催者の指定する銀行口座へ振り込むものとします。支払期日までに出展料の振り込みが確認できない場合は、出展契約は当然に解約となります。この場合、主催者に損害がある場合には、出展者はその全損害を賠償するものとします。
- ② 出展に際して出展料のほかに、運搬費、現地までの交通費等の諸費用が発生する場合、それらについては全額出展者の負担となります。

■ 出展キャンセル料

出展契約の成立後、出展者からの出展キャンセルは、主催者においてこれを了承しない限り認めません。主催者が出展のキャンセルを了承した場合にも、出展者は下記キャンセル料を支払うものとします。

開催日から起算して14日前から8日前まで = 出展料の50%

開催日から起算して7日前から3日前まで = 出展料の70%

開催日から起算して2日前から開催日まで = 出展料の100%

■ 転貸の禁止

出展者は、主催者の了承を得ることなく、契約区画の全部または一部を転貸することができません。

■ 設営

出展者は、出展ブース内の設営にあたり、事故のないよう、ブース内の展示物等について責任を持って管理するものとします。

■ 開催日、開催時間の変更

主催者は止むを得ない事情により、会期および開催時間を変更することがあります。主催者または会場の都合により会期を変更した場合（3時間以内の時間変更を除く）は、出展者は出展契約を解除し、出展料の返還を求めることができます。ただし、解除によって生じた損害は補償しません。

■ 開催の中止

天災、天災による交通機関の運休、その他主催者の責によらない開催不能、または開催により出展者または来場者に危険が生ずるおそれがあると主催者が判断した場合、本イベントの開催を中止することがあります。この場合、出展料の返還は行いません。また、中止によって生じた損害は補償しません。

■ 出展の取消し等

出展者において、「出展応募書」に虚偽の記載があった場合、本規約への違反があった場合、または第三者への迷惑行為や公序良俗に反する行為があった場合は、主催者は、出展当日であっても、出展を取消し、出展者の求人記事の削除をすることができるものとします。

出展者の業務を執行する役員、取締役又は出展者の経営に実質的に関与する者において、第三者への迷惑行為や公序良俗に反する行為があった場合も前項と同様とします。前項の場合、出展者から事前に支払われた出展料の返還は行いません。また、出展者は、前項によって主催者に生じた損害を賠償しなければなりません。

■ 損害賠償責任

- ① 出展者は、故意または過失によって、主催者、来場者、会場の所有者その他第三者に与えた一切の損害について、ただちにその損害を賠償しなければなりません。
- ② 主催者が、出展者の故意または過失によって、来場者、会場の所有者その他第三者から損害賠償請求を受けた場合は、出展者は、自らの責任でその支払いを行うとともに、主催者に損害が生じた場合には、弁護士費用を含め、その全額を速やかに主催者に支払うものとします。
- ③ 主催者が、出展者に対して負う損害賠償責任は、出展料を上限とします。
- ④ 展示物等の管理は、出展者の責任において行ってください。本イベント会場内外で発生した、いかなる事故・事件・盗難等について、主催者または会場は一切の責任を負わないものとします。

■ 消防・安全

出展者は、会場に適用される消防および安全にかかわるすべての法令を厳守しなければなりません。

■ 個人情報の取り扱い

出展者は、本イベントを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得を行う必要があります。

利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で利用しなければなりません。また取得した個人情報は、出展者が責任をもって管理・運用するものとします。

万一、来場者に損害が生じた場合、出展者が全責任を負うとともに、自ら責任を持って紛争を解決するものとします。